

宮城県内道路 路面標示連絡調整会議 規約

(名 称)

第 1 条 本会議は、宮城県内道路 路面標示連絡調整会議(以下、「連絡調整会議」という。)と称する。

(目 的)

第 2 条 路面標示は、道路利用者の交通安全上、非常に重要であることから、宮城県内の路面標示についての意見交換、検討、調整等、各管理者間で連携を行うことで、道路利用者等の安全確保に資することを目的とする。

(組 織)

第 3 条 連絡調整会議の組織は次のとおりとする。

- 2 連絡調整会議の構成は、「別表」のとおりとする
- 3 連絡調整会議は、個別課題等についての検討・調整を行うため「ワーキンググループ」を設置する。
- 4 ワーキンググループは、検討、調整した内容を連絡調整会議に報告する。

(事務局)

第 4 条 事務局は、宮城県 土木部 道路課に置くものとする。

- 2 事務局は、連絡調整会議の運営、資料作成等を行う。

(その他)

第 5 条 この規約に定めるものの他、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(付則)

1. 本規約は、令和 7 年 5 月 2 7 日から施行する。

別表（第 3 条第 2 項関係）

宮城県内道路 路面標示連絡調整会議 会員名簿

	所 属	役 職
会 員	国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所	副所長
	国土交通省 東北地方整備局 南三陸沿岸国道事務所	副所長
	宮城県 警察本部 交通部 交通規制課	交通規制課長
	宮城県 土木部 道路課	道路課長
	仙台市 建設局 道路部 道路保全課	道路保全課長
事務局：宮城県 土木部 道路課		